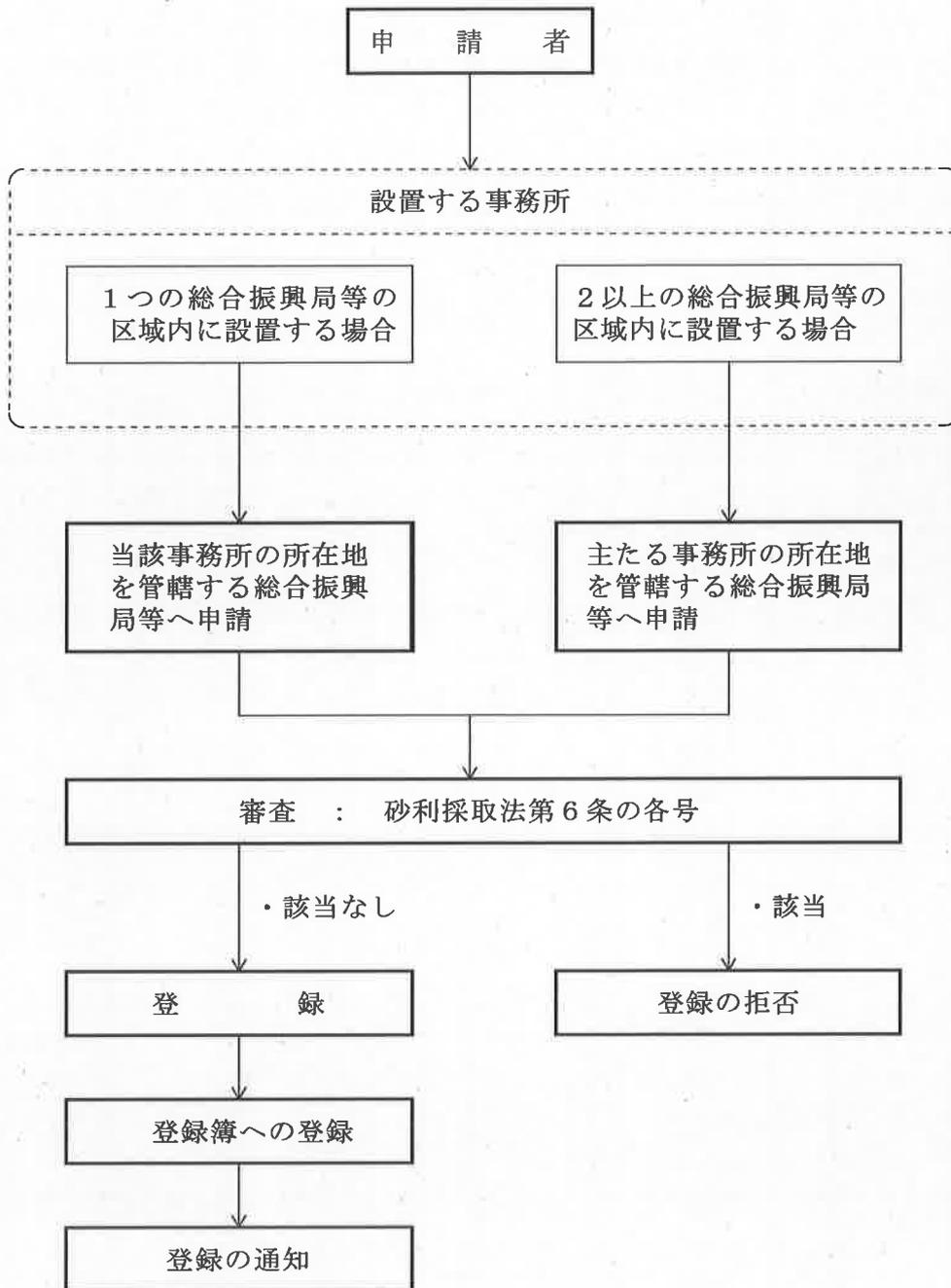


Ⅱ 砂利採取業者登録に係る書類 の作成要領

砂利採取業の登録申請に係る事務処理フロー



第1 砂利採取業者登録の申請

1 登録の申請

砂利採取業を行おうとする者は、1つの総合振興局等の区域内のみに事務所を設置してその事業を行おうとするときは、当該事務所の所在地を管轄する総合振興局等へ、2以上の総合振興局等の区域内に事務所を設置してその事業を行おうとするときは、主たる事務所の所在地を管轄する総合振興局等へ申請書を提出する。

● 申請書及び添付書類とその様式

名 称		根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
砂利採取業者登録申請書		法第4条 登録規則第2条	別記様式第1号 (規則様式第1)	1 通
添 付 書 類	申請者の誓約書（法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む）	登録規則第2条 第2項第1号	別記様式第2号	
	業務主任者合格証の写し 又は 業務主任者認定証の写し	登録規則第2条 第2項第2号	別記様式第26号 (規則様式第11) 別記様式第29号 (規則様式第13)	
	業務主任者の誓約書	登録規則第2条 第2項第3号	別記様式第2号	
	業務主任者に関する証明書	登録規則第2条 第2項第4号	別記様式第3号	
	業務主任者の住民票	登録規則第2条 第2項第4号		
	業務主任者が従業員である場合は、 雇用関係を確認できる公的機関の 発行する書類(社会保険等)	登録規則第2条 第2項第4号		
	申請者が個人の場合は住民票、 法人の場合は登記事項証明書	登録規則第2条 第2項第5号		
	申請者（申請者が法人である場合には、 その法人の業務を行う役員）及び 事務所置く業務主任者の生年月 日を証する書面	登録規則第2条 第2項第6号		

2 登録の通知

総合振興局等において、砂利採取業登録簿に登録されたときは、申請者に登録書を交付する。

● 通知書（参考）

名 称	根 拠 規 定
砂利採取業者登録通知書	法第5条第2項

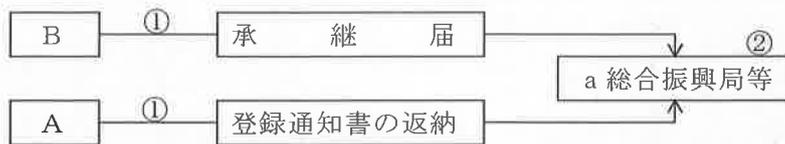
第2 登録に係る届出等

1 砂利採取業の承継届

砂利採取事業者が、その事業を相続、合併若しくは分割又は事業の全部譲渡を受けて承継した場合は、遅滞なく、その旨を登録した総合振興局等へ届け出る。

ただし、被承継者（以下「A」という。）と承継者（以下「B」という。）が、それぞれ別の総合振興局等（Aがa総合振興局等、Bがb総合振興局等）に所在する場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) Bが未登録業者で、承継後、Aの事務所が主として存続する場合



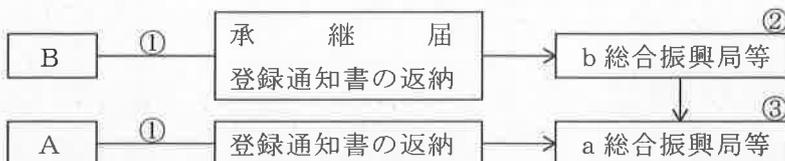
- ① Bはa総合振興局等へ承継届を提出するとともに、Aはa総合振興局等へ登録通知書を返納する。
 ② a総合振興局等は、登録簿に届出の受理年月日及び承継事実を記載するとともに登録通知書の登録者名をBに書き換える。（書換えの方法は、P.38を参照）

- (2) Bが未登録業者で、承継後、Bの事務所が主で、Aの事務所が従として存続又はなくなる場合



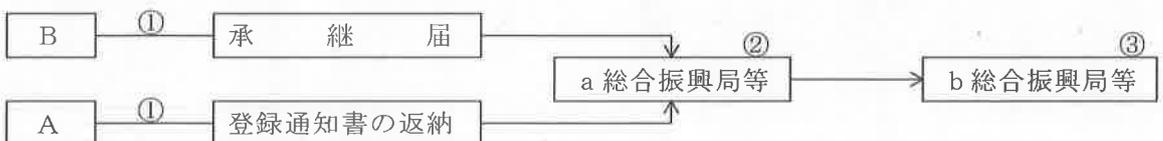
- ① Bはa総合振興局等へ承継届を提出するとともに、Aはa総合振興局等へ登録通知書を返納する。
 ② a総合振興局等は、登録簿に届出の受理年月日及び承継事実を記載の上、その写しを保管し、登録簿の原本、承継届の写し及び登録通知書の写しをb総合振興局等へ送付する。
 ③ b総合振興局等は、送付された登録簿に新たな登録番号を記載するとともに、登録通知書を書き換える（書換えの方法は、P.38を参照）。

- (3) Bが登録業者で、承継後、Aの事務所が主で、Bの事務所が従として存続又はなくなる場合



- ① Bはb総合振興局等へ承継届を提出するとともに登録通知書を返納し、Aはa総合振興局等へ登録通知書を返納する。
 ② b総合振興局等は、Bの登録簿に届出の受理年月日及び承継事実を記載の上、その写し、承継届の写し及び登録通知書の写しをa総合振興局等へ送付し、Bの登録簿を閉鎖する。
 ③ a総合振興局等は、Aの登録簿にBの登録簿の内容を転記の上、一本化するとともに登録通知書の登録者名をBに書き換える。（書換えの方法は、P.38を参照）

- (4) Bが登録業者で、承継後、Bの事務所が主で、Aの事務所が従として存続又はなくなる場合



- ① Bはa総合振興局等へ承継届を提出するとともに、Aはa総合振興局等へ登録通知書を返納する。
 ② a総合振興局等は、Aの登録簿に届出の受理年月日及び承継事実を記載の上、その写し及び承継届の写しをb総合振興局等へ送付し、Aの登録簿を閉鎖する。
 ③ b総合振興局等は、Bの登録簿にAの登録簿の内容を転記の上、一本化する。

● 届書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
砂利採取業承継届書	法第8条 登録規則第4条	別記様式第5号 (規則様式第3)	1 通

● 添付書類とその様式

区 分	添 付 書 類		
	名 称	根 拠 規 定	様 式 等
砂利採取事業の全部の譲り渡しを受けた場合	砂利採取業者事業譲渡証明書	登録規則第4条第2項第1号	別記様式第6号 (規則様式第4の2)
	事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面	登録規則第4条第2項第1号	○採取地が自己の土地の場合 ・登記事項証明書 ○採取地が他人の土地の場合 ・契約書又は同意書の写し ・土地売買予約契約書等の写し
	法人の登記事項証明書		
	承継者の誓約書	登録規則第4条第2項第6号	別記様式第2号
2人以上の相続人全員の同意により選定されたものが承継した場合	砂利採取業者相続同意証明書	登録規則第4条第2項第2号	別記様式第7号 (規則様式第5)
	承継した相続人の戸籍謄本	登録規則第4条第2項第2号	
	承継者の誓約書	登録規則第4条第2項第6号	別記様式第2号
相続人が1人である場合又は相続人全員が共同して相続した場合	砂利採取業者相続証明書	登録規則第4条第2項第3号	別記様式第8号 (規則様式第6)
	承継した相続人の戸籍謄本	登録規則第4条第2項第3号	
	承継者の誓約書	登録規則第4条第2項第6号	別記様式第2号
合併により法人が承継した場合	法人の登記事項証明書	登録規則第4条第2項第4号	
	承継者の誓約書	登録規則第4条第2項第6号	別記様式第2号
分割により法人が承継した場合	砂利採取業者事業承継証明書	登録規則第4条第2項第5号	別記様式第9号 (規則様式第6の2)
	事業の全部の承継があつたことを証する書面	登録規則第4条第2項第5号	
	法人の登記事項証明書	登録規則第4条第2項第5号	
	承継者の誓約書	登録規則第4条第2項第6号	別記様式第2号
承継者(承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員)の生年月日を証する書面		登録規則第4条第2項第7号	

(注) 被承継者は、登録通知書を登録庁へ返納すること。また、承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員(承継者)の誓約書を添付すること。

2 登録事項の変更届

登録された次の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を登録した総合振興局等へ届け出る。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名
- ③ 法人にあっては、その業務を行う役員（監査役等を除く）の氏名

● 届書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
登録事項変更届書	法 第 9 条 登録規則第 5 条	別記様式第10号 (規則様式第 7)	1 通

● 添付書類とその様式

区 分	添 付 書 類		
	名 称	根拠規則	様 式
個人の住所・氏名又は法人の住所・名称・代表者の氏名並びに事務所の名称・所在地に係る変更の場合	登録者が個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書	/	/
	砂利採取業者登録通知書 (記載事項に変更が生じるとき)	/	/
法人の業務を行う役員（監査役等を除くすべての役員）に係る変更の場合	変更役員の誓約書	登録規則第 5 条	別記様式第 2 号
	法人の登記事項証明書	/	/
業務主任者に係る変更の場合	業務主任者合格証の写し 又は 業務主任者認定証の写し	登録規則第 5 条	別記様式第26号 (規則様式第11) 別記様式第29号 (規則様式第13)
	業務主任者の誓約書	同 上	別記様式第 2 号
	業務主任者に関する証明書	同 上	別記様式第 3 号
	業務主任者の住民票	同 上	/
	業務主任者が従業員である場合は、雇用関係を確認できる公的機関の発行する書類(社会保険等)	同 上	/
当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員の場合及び事務所に置く業務主任者の場合はその生年月日を証する書面		登録規則第 5 条第 2 項	/

● 受理後の処理

登録簿に届書の受理年月日及び当該変更事項を記載する。
なお、登録通知書の記載事項に変更が生じる場合は、登録通知書を再交付する。

● 登録総合振興局等の変更

砂利採取業者が、主たる事務所を他の総合振興局等管内へ移転した場合は、次のとおり処理する。

- ① 登録事項変更届書を受理した登録総合振興局等は、登録簿に届書の受理年月日及び変更事項を記載し、その写しを保管した上で、登録事項変更届書の写し、登録申請書（添付書類を含む）の写し、登録通知書の写し及び登録簿の原本を主たる事務所を所管することとなる総合振興局等へ送付する。
- ② 送付を受けた総合振興局等は、送付された登録簿に新たな登録番号を記載するとともに、登録通知書を書き換えて交付する。

3 砂利採取業の廃止届

砂利採取業者は、砂利採取業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を登録した総合振興局等へ届け出る。

● 届書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
砂 利 採 取 業 廃 止 届	法 第 1 0 条 登録規則第6条	別記様式第11号 (規則様式第8)	1 通

4 登録通知書の再交付申請

登録通知書を汚損又は紛失した場合は、登録をした総合振興局等へ再交付申請書を提出する。

● 申請書の様式

名 称	様 式	提 出 部 数
砂利採取業者登録通知書再交付申請書	別記様式第12号	1 通

《登録通知書の再交付及び書換えの方法》

区 分	理 由	届 出 等 の 種 類	処 理 方 法
再 交 付	① 登録事項の変更に伴い登録通知書の記載事項に変更があったとき	登録事項変更届書	<ul style="list-style-type: none"> 登録年月日及び登録番号は当初のままとする。 交付年月日は再交付を行う年月日とする。 登録通知書の表面に「再交付」と朱書きする。 登録通知書の裏面に当初の交付年月日及び再交付理由を記載し、「北海道印」を押印する。 登録通知書と登録簿（再交付年月日及び再交付理由を記載）を契印にて割印する。
	② 登録通知書を汚損又は紛失したとき	登録通知書再交付申請書	
書 換 え	① 承継に伴い承継者名又は登録総合振興局等（登録番号）が変更になるとき	砂利採取業承継届書	<ul style="list-style-type: none"> 承継の場合は、登録者名を承継人の氏名又は名称とする。 登録年月日は当初のままとする。 登録総合振興局等の変更の場合は、変更後の総合振興局等において新たに登録番号をとる。 交付年月日は、書換えを行う年月日とする。 登録通知書の表面に「書換え」と朱書きする。 登録通知書の裏面に書換え前の事項（登録者名又は登録番号）及び書換理由を記載し、「北海道印」を押印する。 登録通知書と登録簿（承継事実又は変更事項を記載）を契印にて割印する。
	② 事務所の移転により登録総合振興局等（登録番号）が変更になるとき	登録事項変更届書	

北海道収入証紙
はり付け欄（消
印すること）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

砂利採取業者登録申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

(ふりがな)
氏 名又は名称及び法人にあ
(ふりがな)
つてはその代表者の氏 名



砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により
次のとおり申請します。

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。
(ふりがな)
3 氏 名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【登録申請書に係る記載上の留意事項】

1 収入証紙

- ・ 北海道収入証紙をちょう付すること。
なお、申請書に貼りきれない場合は、別紙収入証紙ちょう付用紙に貼って差し支えない。

2 整理番号等

- ・ ×印の欄は、総合振興局等で記載するので記載しないこと。

3 申請年月日

- ・ 提出する日を記載すること。

4 知事名

- ・ 知事の氏名の記載は不要。

5 住 所

- ・ 申請者が個人の場合は、現住所を記載すること。
- ・ 申請者が法人の場合は、商業登記上の所在地を記載すること。
なお、支店が本店に代わって申請しようとする場合は、本店（代表者）の委任状を添付し、支店の所在地を記載すること。

6 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

- ・ 申請者が個人の場合は、氏名^(ふりがな)を記載すること。
- ・ 申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名^(ふりがな)を記載すること。
なお、支店が本店に代わって申請しようとする場合は、本店（代表者）の委任状を添付^(ふりがな)し、支店名及び支店の代表者の氏名^(ふりがな)を記載すること。
- ・ 個人が申請する場合は個人の印、法人の場合は代表者印（支店の場合は支店の代表者印）を押印すること。
ただし、氏名^(ふりがな)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
(法人の場合を除く。)

7 事務所の名称及び所在地

- ・ 「事務所」とは、砂利採取業の実施について、一定以上の範囲において独立決定権を有する責任者が所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる性格のものをいい、具体的には、砂利採取計画の立案、申請及びその実施等を行う場所に該当するものであること。
- ・ 所在地は地番まで正確に記載すること。

8 その事務所に置く砂利採取業務主任者

- ・ 記載する砂利採取業務主任者の数は、各事務所ごとに1名以上とすること。
- ・ 砂利採取業を行おうとする者（法人にあっては、その業務を行う役員。ただし、業務の監査に当たる者を除く。）自身が、砂利採取業務主任者となることは妨げない。
- ・ 砂利採取業務主任者は、他の事務所又は他の砂利採取業者の業務主任者となることはできない。

9 法人にあっては、その業務を行う役員^(ふりがな)の役職及び氏名

- ・ 「業務を行う役員」とは、株式会社及び有限会社の取締役、合名会社・合資会社及び合同会社の業務執行社員、公益法人の理事、組合の理事等をいい、業務の監査に当たる者（株式会社の監査役、組合の監事等）を除くすべての役員（代表者を含む。）を記載すること。

1 事務所の名称及び所在地		2 その事務所に置く砂利 (ふりがな) 採取業務主任者の氏名
名称		
所在地		
名称		
所在地		
名称		
所在地		
名称		
所在地		
名称		
所在地		

3 法人にあっては、その業務を行う役員の役職及び氏名

職名	(ふりがな) 氏名	職名	(ふりがな) 氏名

(注)「その業務を行う役員」には、業務の監査に当たる者を除くすべての役員を記載すること。

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名又は名称及び法人にあ

(ふりがな)

ってはその代表者の氏 名

印

生 年 月 日

年 月 日生

性 別

男 ・ 女

誓 約 書

は、砂利採取法第6条第1項第1号から

第4号

第5号

まで

及び第7号に該当しないことを誓約します。

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本文の書き出しは、法人にあっては「当社」又は「当組合」とし、個人にあっては「私」とすること。
3 誓約する者が個人の場合、住所・氏名は誓約者本人の住所・氏名^(ふりがな)を記載すること。
4 氏名の記載を自署で行う場合については、押印を省力することができる。
5 本文中の「4号」、「5号」については、該当しない号を消すこと。
6 個人にあっては「氏名(ふりがなを含めて)、住所、性別」を確認できる公的機関の発行する書類の写し等を添付すること。

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

登録申請者名 (ふりがな)



業 務 主 任 者 に 関 す る 証 明 書

事務所に置く業務主任者は、次のとおり相違ないことを証明します。

業務主任者の <small>(ふりがな)</small> 氏 名	所属事務所名	登録申請者との関係	試験合格・ 認定の別	試験合格証又は 認定証の番号
		本人・役員・従業員	試験・認定	第 号
		本人・役員・従業員	試験・認定	第 号
		本人・役員・従業員	試験・認定	第 号
		本人・役員・従業員	試験・認定	第 号
		本人・役員・従業員	試験・認定	第 号
		本人・役員・従業員	試験・認定	第 号
		本人・役員・従業員	試験・認定	第 号

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 「登録申請者との関係」及び「試験合格・認定の別」欄は、該当する者に○印を付けること。
 3 登録申請者名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 4 この証明書には、各業務主任者の住民票を添付すること。
 5 業務主任者が従業員である場合は、必要に応じて、社会保険等（雇用関係を確認できる公的機関の発行する書類）の写しを添付すること。

(参 考)

砂 利 採 取 業 者 登 録 通 知 書

平成 年 月 日

(登 録 者 名) 様

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 印

貴方の申請は、砂利採取法第5条の規定に基づき、
次のとおり登録したので、同上第2項の規定により
通知します。

記

- | | |
|---------|-------------|
| 1 登録年月日 | 平成 年 月 日 |
| 2 登録番号 | 北海道知事登録 第 号 |

(○○総合振興局(振興局)○○部○○課○○係)

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

砂利採取業承継届書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名又は名称及び法人にあ

(ふりがな)

つてはその代表者の氏 名



砂利採取法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	ア 相続	イ 合併	ウ 分割	エ 事業の全部譲渡
被承継者に 関する事項	<small>(ふりがな)</small> 氏 名 又 は 名 称			
	法人にあっては代表者の <small>(ふりがな)</small> 氏 名			
	住 所			
	法第3条の登録を受けた年月日 及び登録番号		年 月 日 第 号	
	事務所の名称及び所在地		名 称 : ----- 所在地 :	
	業 務 主 任 者 の <small>(ふりがな)</small> 氏 名			
承継者に 関する事項	登録年月日及び登録番号			
	事務所の名称及び所在地		名 称 : ----- 所在地 :	
	業 務 主 任 者 の <small>(ふりがな)</small> 氏 名			

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 「承継の原因」欄は、該当する事項に○印を付すこと。
 3 ×印の欄は、記載しないこと。
 4 氏 名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業者事業譲渡証明書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

平成 年 月 日

北海道知事 様

譲り渡した者 住 所
(ふりがな)
氏 名又は名称及び法人にあ
(ふりがな)
つてはその代表者の氏 名

印

譲り受けた者 住 所
(ふりがな)
氏 名又は名称及び法人にあ
(ふりがな)
つてはその代表者の氏 名

印

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

年	月	日	第	号
---	---	---	---	---

2 譲り渡しの年月日

年	月	日
---	---	---

- (注) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
(ふりがな)
3 氏 名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業者相続同意証明書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
(ふりがな)
 証明者氏 名



次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名 及び住所	<small>(ふりがな)</small> 氏 名	
	住 所	
2 登 録 年 月 日		年 月 日
3 登 録 番 号		第 号
4 砂利採取業者の 地位を承継するもの として選定された者 の氏名及び住所	<small>ふりがな</small> 氏 名	
	住 所	
5 相続開始の年月日		年 月 日

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 3 「証明者氏名」欄は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
 なお、証明者が多数のため、この様式に記載することができない場合は、別紙に記名押印すること。
(ふりがな)
 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業者相続証明書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
(ふりがな)
証明者氏 名



住 所
(ふりがな)
証明者氏 名



次のとおり砂利採取業者のついで相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名 (ふりがな) 及び住所	氏 名	
	住 所	
2 登 録 年 月 日	年 月 日	
3 登 録 番 号	第 号	
4 砂利採取業者の 地位を承継した者の (ふりがな) 氏名及び住所	氏 名 ふりがな	
	住 所	
5 相続開始の年月日	年 月 日	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 3 「証明者氏名」欄は、2名以上の親族等が記名押印すること。
 (ふりがな)
 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業者事業承継証明書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

平成 年 月 日

北海道知事 様

被承継者 住 所
(ふりがな)
氏 名又は名称及び法人にあ
(ふりがな)
つてはその代表者の氏 名



承継者 住 所
(ふりがな)
氏 名又は名称及び法人にあ
(ふりがな)
つてはその代表者の氏 名



次のとおり分割により砂利採取業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 被承継者の登録年月日及び登録番号

年	月	日	第	号
---	---	---	---	---

2 承継の年月日

年	月	日
---	---	---

- (注) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
(ふりがな)
3 氏 名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

登録事項変更届書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

登録年月日

登録番号

年 月 日

第 号



砂利採取法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更年月日

年	月	日
---	---	---

3 変更の理由

- (注) 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 3 業務主任者の変更の場合は、所属事務所名についても記入すること。
 4 他総合振興局等管内へ主たる事務所を移転した場合又は氏名、名称を変更した場合は、交付済みの登録通知書を添付すること。
 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 6 法人の業務を行う役員若しくは業務主任者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務主任者の氏名にふりがなを付すること。

砂利採取業者登録通知書再交付申請書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

平成 年 月 日

北海道知事 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名



砂利採取業者登録通知書の再交付を申請します。

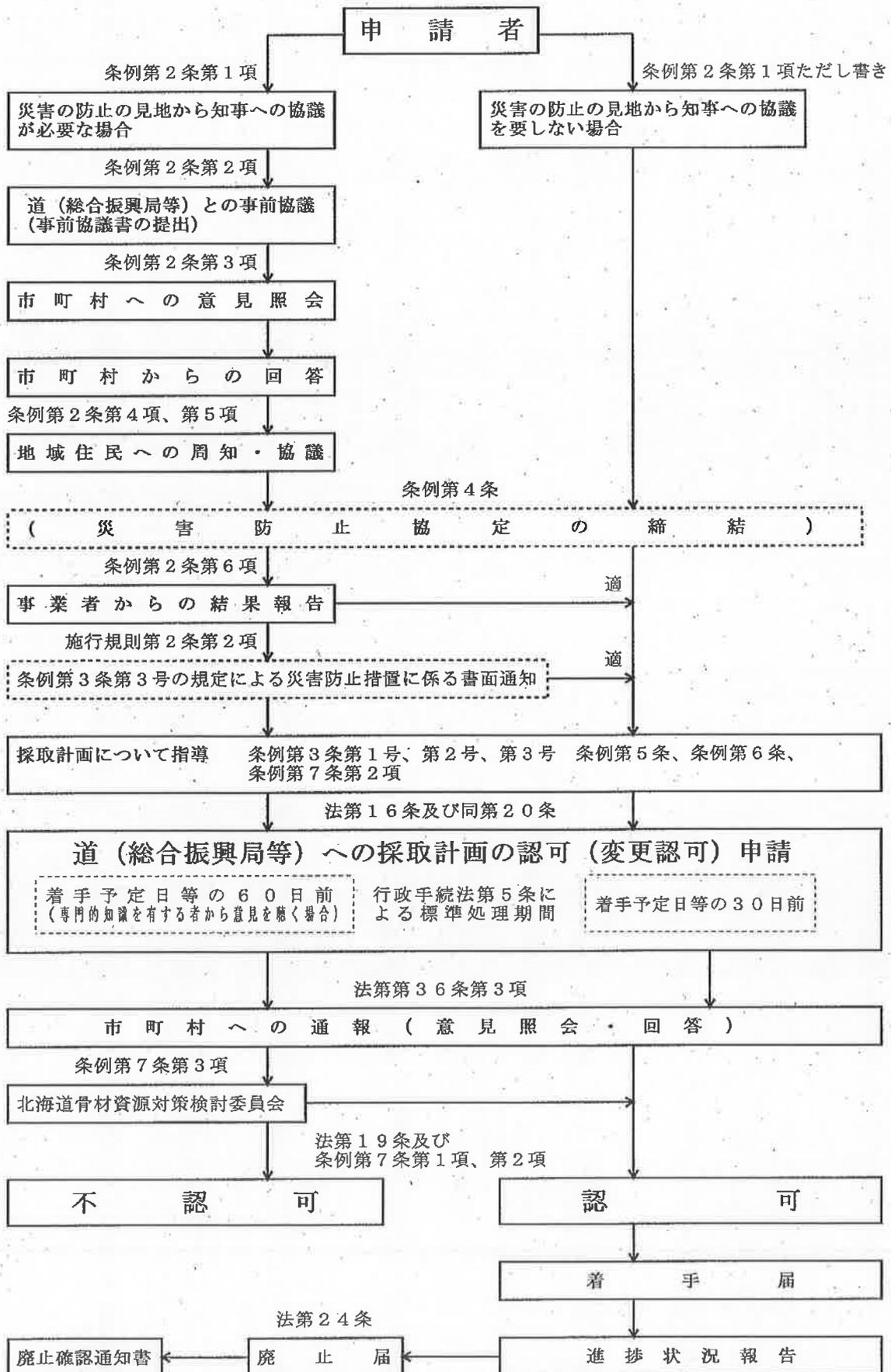
登録番号	北海道知事登録 第 号
登録年月日	年 月 日
再交付の理由	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 3 再交付申請は、登録を行った総合振興局等に対し行うこと。
 4 汚損による再交付申請を行う場合は、交付済みの登録通知書を添付すること。
 5 紛失により再交付を受けた後、登録通知書を発見した場合は、速やかに返還すること。
 6 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

Ⅲ 採取計画認可に係る書類

の作成要領

砂利採取計画の認可申請に係る事務処理フロー



第1 事前協議及び地域住民への周知等

1 事前協議

- (1) 採取計画の認可申請を行おうとする者は、採取予定地を管轄する総合振興局等へ事前協議書を提出する。
- (2) 既に認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、認可を受けた総合振興局等へ変更に係る事前協議書を提出する。

● 事前協議書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
砂利採取計画事前協議書	条例第2条第2項	別記様式第13号 (条例施行規則 別記第1号様式)	2 通
砂利採取計画の変更に係る事前協議書		別記様式第14号 (条例施行規則 別記第2号様式)	

○ 添付書類

- ・ 付近見取図
付近見取図には、条例第3条第1号の人家、公共施設等及び第2号の井戸の位置及び採取場までの距離を記載すること
- ・ 必要に応じて大横断面図等、計画の概要を示す書面
- ・ 変更の場合は、必要に応じて、変更の概要を示す書面

2 地域住民への周知・協議

- (1) 申請者は、条例第3条第1号から第3号に掲げる人家の住民、施設の管理者及び井戸の利用者に対して、採取計画の概要を周知しなければならない。
周知は、住民等への個別又は集会による説明とし、周知する採取計画の概要は、総合振興局等と事前協議を行った内容に準じたものであること。
- (2) 申請者は、周知した住民等から災害の防止に関し協議の申入れがあるときは、これを実施しなければならない。
- (3) 申請者は、上記の(1)(2)により、周知・協議を実施した場合は、その結果を認可庁に報告しなければならない。

● 周知・協議の報告書の様式

名 称	根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
砂利採取計画周知(協議)結果報告書	条例第2条第6項	別記様式第15号	1 通

- 必要に応じて、周知・協議の内容を示す書面を添付すること。

第2 認可申請

- (1) 認可申請
砂利採取(洗浄)計画の認可を受けようとする者は、着手予定日の30日前までに採取(洗浄)場を管轄する総合振興局等へ砂利採取計画認可申請書を提出する。ただし、事前協議の結果、総合振興局等において条例第7条第3項に規定する専門的知識を有する者の意見を聴く必要があるときは、着手予定日の60日前までに提出する。
- (2) 変更認可申請
既に認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、総合振興局等へ変更認可申請書を提出する。

- (3) 申請書の提出部数
認可を受けようとする所在地を管轄する総合振興局等に正本1部、副本2部を提出すること。
ただし、砂利採取場が2以上の総合振興局等又は市町村の所管区域にまたがる場合は、当該砂利採取場がまたがる総合振興局等又は市町村の数の副本を加えた数の副本を提出するものとする。

● 申請書様式

名 称	根拠法令	様 式	提出部数
砂利採取計画認可申請書	法第18条 認可規則第3条 条例施行規則第6条	別記様式第16号 (条例施行規則 別記第3号様式)	正本1部 副本2部
砂利採取計画の変更認可申請書	法第20条 認可規則第4条 条例施行規則第6条	別記様式第20号 (条例施行規則 別記第4号様式)	正本1部 副本2部

- 添付書類 別添砂利採取計画認可申請添付書類一覧に掲げる書類を添付する。

第3 認可等に係る指令等

申請を受理又は認可（不認可）したときは、関係機関への通報又は申請者への指令を行う。

● 認可等に係る指令書等の様式

区 分	様 式
市町村長への申請に係る通報文	別記様式第21号
市町村長への認可に係る通報文	別記様式第22号
市町村長への不認可に係る通報文	別記様式第23号
公安委員会への認可に係る通報文	別記様式第24号
申請者への認可に係る通知文	別記様式第25号
申請者への不認可に係る通知文	別記様式第26号
認可指令書	別記様式第27号
条件付認可指令書	別記様式第28号
変更認可指令書	別記様式第29号
条件付変更認可指令書	別記様式第30号
不認可指令書	別記様式第31号
国又は地方公共団体との協議に係る通知文（同意の場合）	別記様式第32号
国又は地方公共団体との協議に係る通知文（不同意の場合）	別記様式第33号
砂利採取（洗浄）の廃止の確認通知書（事業者用）	参考様式1
砂利採取（洗浄）の廃止の確認通知書（市町村用）	参考様式2

第4 採取計画に係る届出等

1 砂利採取（洗浄）の着手届

認可を受けた採取計画に基づき、砂利の採取（洗浄）に着手したときは、着手した日から1週間以内に届け出る。

● 届書の様式

区 分	根拠規定	様 式	提出部数
砂利採取（洗浄）着手届書	法第33条	別記様式第34号	1 通

2 採取（洗浄）計画に係る軽微な変更届

認可を受けた採取計画において、軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ届け出る。なお、「軽微な変更」とは、変更認可申請に該当しないもので、概ね次の場合とする。

- 住所表示の変更
- 採取のための設備等の変更（名称（機種）、能力、台数）
- 沈降剤等の変更
- 砂利採取場の管理・監督計画の変更
- 砂利採取工程の変更
- 砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等の変更（埋戻し土砂の搬入路及び距離の変更を除く。）
- 搬出搬入経路の変更を伴わない出入口の変更

● 届書の様式

区 分	根拠規定	様 式	提出部数
砂利採取（洗浄）計画の軽微変更届書	法第20条 第2項	別記様式第35号	1 通

- 添付書類 必要に応じて変更の内容を示す書類

3 氏名等の変更届

採取計画の認可を受けた者は、登録事項の変更等に伴い、次の認可事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出る。

- ・ 認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 登録の年月日及び登録番号

● 届書の様式

区 分	根拠規定	様 式	提出部数
氏名等変更届書	法第20条 認可規則第5条	別記様式第36号 (規則様式第3)	1 通

● 添付書類

区 分	名 称
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名	・ 個人の場合は、住民票 ・ 法人の場合は、登記事項証明書
登録年月日及び登録番号	登録通知書の写し

4 砂利採取及び埋戻し計画進ちょく状況の報告

採取計画の認可を受けた者は、月ごとの進ちょく状況を翌月の10日までに報告する。
なお、採取及び埋戻し状況に進ちょくがない月についても報告する。

● 報告書の様式

区 分	根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
砂利採取及び埋戻し 計画進ちょく状況報告書	法第33条	別記様式第37号	1 通

5 砂利採取（洗浄）の廃止届

砂利採取場における砂利の採取（洗浄）を廃止したときは、遅滞なく届け出る。ただし、
継続して採取（洗浄）を行う山砂利採取場及び洗浄プラントについては、届出は要しないものとする。

● 届書の様式

区 分	根 拠 規 定	様 式	提 出 部 数
砂利採取（洗浄）廃止届書	法第24条 認可規則第6条	別記様式第38号 （規則様式第4）	1 通

【現地確認】

廃止届の提出があったときは、総合振興局等は現地確認を実施し、廃止確認通知書を交付する。

○ 砂利採取計画認可申請添付書類一覧表

(1) 法第16条の認可申請

採取計画の認可申請書には、以下の書類を添付すること。

名 称	根 拠 法 令 等	採 取	洗 浄		備 考
			新 規	継 続	
位置図	認可規則第3条第2項第1号	○△□	○△□	○△□	縮尺5万分の1
付近見取図	認可規則第3条第2項第2号	○△□	○△□	○△□	
場内見取図	認可規則第3条第2項第2号	○	○	■	場内に設置する災害防止措置等について図示すること 立面図、平面図、処理水の流路図等
洗浄施設・設備図面			○	■	
沈殿池等設置図		○	○	■	
実測平面図(求積図)	認可規則第3条第2項第3号	○	○	○	
地番図	認可規則第3条第2項第11号	○	○	■	実測平面図と兼ねてもよい
実測縦断面図		○ □			
実測横断面図	認可規則第3条第2項第4号	○ □			
大横断面図		○ □	○ □	■	河川等が隣接する場合
登録通知書(写)	認可規則第3条第2項第5号	○	○	■	※
管理監督計画書	認可規則第3条第2項第6号	○	○	○	別記様式第17号
権原証明書類	認可規則第3条第2項第7号	○	○	■	契約書・登記事項証明書・同意書・必要に応じて印鑑証明を添付
他法令許可見込書類		○	○	■	
現地目証明書	認可規則第3条第2項第8号	○	○	○	農地以外の場合 排水を行う場合
排水許可証		○	○	■	
埋戻し土砂確保書類	認可規則第3条第2項第9号	○	○	○	
埋戻し土量計算書	認可規則第3条第2項第9号 条例規則第4条第1号	○	○	○	
埋戻し作業工程表	認可規則第3条第2項第9号 条例規則第4条第2号	○	○	○	別記様式第19号
埋戻しに使用する機械設備等の能力を確認できる書類	認可規則第3条第2項第9号 条例規則第4条第3号	○	○	○	別記様式第18号
砂利の搬出の方法		○△	○△	○△	別記様式第18号
搬出経路図	認可規則第3条第2項第10号	○△	○△	○△	位置図・見取図に記載してもよい
その他参考書類	認可規則第3条第2項第11号	○	○	■	
取水許可証	認可規則第3条第2項第11号	○	○	○	
私道通行承諾書	認可規則第3条第2項第11号	○	○	○	
保証措置に関する書類	認可規則第3条第2項第11号 条例規則第5条第2項	○	○	○	
砂利工業組合保証書	認可規則第3条第2項第11号 条例規則第5条第2項第1号	○	○	○	
埋戻し契約書等	認可規則第3条第2項第11号 条例規則第5条第2項第2号	○	○	○	
金融機関の保証書	認可規則第3条第2項第11号 条例規則第5条第2項第2号	○	○	○	
土地所有者の誓約書	認可規則第3条第2項第11号 条例規則第5条第2項第2号	○	○	○	
埋戻しが確実に行われることを証する書類	認可規則第3条第2項第11号 条例規則第5条第2項第3号	○	○	○	
水質検査結果報告書	条例規則第3条第2項第2号	○	○	○	
汚濁水処理装置カタログ		○	○	■	
採取申請地の写真		○	○	○	

※：登録した総合振興局等の管内において認可申請を行う場合は不要とする。

○：審査及び市町村通報用（正本1部・副本1部）

△：公安委員会通報用（副本1部）

□：河川管理者及び道路管理者に協議を行う場合（副本1部）

■：現認可において確認できる場合は、省略することができる。

(2) 法第20条の認可申請

必要に応じて変更内容を示す書面を添付すること。

砂利採取（洗浄）計画の変更に係る手続き区分表

項 目	変更認可申請 (法第20条第1項)	軽微変更届 (法第20条第2項)	届出等不要
1 砂利採取（洗浄）場の区域	○所在地の変更 ○面積の変更	○住所表示の変更	
2 採取（洗浄）する砂利の種類及び数量	○種類の変更 ○数量の増加		○数量の減少
3 採取（洗浄）の期間	○期間の延長（注1）		○期間の短縮
4 砂利の採取（洗浄）の方法及び採取（洗浄）のための設備その他の施設に関する事項	○採取の方法の変更 ○掘削又は切土の面積の変更 ○最大掘削深の増加（注2）	○採取のための設備等の変更（名称（機種）能力、台数）	○修理・部品交換 ○同一型式の置換え ○最大掘削深の減少
	○洗浄の方法の変更 ○洗浄のための設備等の変更（名称（機種）能力、台数及び区域内での移設）		○修理・部品交換 ○同一型式の置換え
5 砂利の採取（洗浄）に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項	○掘削工程における災害防止方法の変更 ○洗浄又は場外排水を行う場合における災害防止方法及び施設の変更（条例第3条第1号、2号、3号関係） ○採取跡地の埋戻し計画における埋戻しの方法の変更 ○採取跡地の埋戻し計画における埋戻しに係る保証措置の変更	○沈降剤等の変更	
6 水切り方法及び設備その他施設	○採取（洗浄）砂利の水切り方法等の変更		
「砂利採取場の管理・監督計画書」（別記様式第17号）		○砂利採取場の管理・監督計画の変更	
「砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等」（別記様式第18号）	○埋戻し土砂の搬入量及び距離の変更	○砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等の変更（埋戻し土砂の搬入路及び距離の変更を除く。）	
「砂利採取工程表」（別記様式第19号）		○砂利採取工程の変更	
「位置図等」採取した砂利の搬出経路及び埋戻し土砂の搬入経路	○採取した砂利の搬出経路の変更 ○埋戻し土砂の搬入経路の変更	○搬出搬入経路の変更を伴わない出入口の変更	

注1 「条例第7条第2項の規定による技術的細目」で定める採取（陸砂利、山砂利、河川砂利、海砂利）及び洗浄のそれぞれの期間を最長とする。

注2 「条例第7条第2項の規定による技術的細目」で定める掘削深を最大（1.5m）とする。